

いわゆる過渡的地代の理論的考察

——その本質規定と存在様式に関する一視角——

仙 田 久 仁 男

目 次

1. は し が き
2. 『資本論』当該箇所の叙述に関する一・二の注解
3. 過渡的地代の本質
 - i) 視点設定のための予備的考察
 - ii) 過渡的地代の成立基盤
 - iii) 過渡的地代の量(成分)の規定
4. 過渡的地代の存在様式
 - i) 分益農制下の地代
 - ii) 小農(分割地農)の借地農制下の地代
5. 補足的な問題——「借地料」、「名目地代」と過渡的地代
6. 諸見解の検討
7. む す び

1. は し が き

周知のように、『資本論』第3部第47章には封建制地代と資本制地代との間に位置するものとして、過渡形態の地代 (Übergangsform von der ursprünglichen Form der Rente zur Kapitalistischen Rente 以下、過渡的地代という)の存在が指摘されている。この部分はこれまでのところいわゆる地代論研究としてはそれほど問題にされてはいないが、一国の農業の発展を世界史的な観点においてとらえようとする人々には一つの有効な手がかりと受けとられ、しばしばとりあげられて重視されてきた。¹⁾

しかしながら、マルクスの展開が必ずしも十分ではないこともあって、この地代の基礎的な理論はまだ統一されたものとはなっていないと思われる。それはたとえば、実際にどの地代形態が過渡的地代に相当するのかということになると、諸家のあいだでかなり意見がくいちがっていること²⁾などにも明瞭である。あるいはこのばあい論外かもしれないが、過渡的地代そのものの成立を否定する見解³⁾があるのもこうしたことの帰結といえるであろう。過渡的地代をどのように独自のものとして——封建制地代とも資本制地代とも異なる特有の論理をもつものとして——規定するのか、そしてそれは歴史的・具体的にはどのような形で存在するものとするのか、これら枢要点の解明は今も課題のままで残っている。小論の目的は諸説の検討をふくめ、この課題に接近することである。

注 1) 日本の「寄生地主制」を理解する立場からのものは多いが、先駆的意味をもつものとして栗原百寿『農業問題入門』、有斐閣、1955をあげておこう。また、ロシアの「雇役制」の理解にかかわっては、原田統之介「雇役制度について」九州大学『経済学研究』、第30巻第1号、1964、日南田静真『ロシア農政史研究』、御茶の水書房、1966などがある。

2) たとえば栗原百寿氏によれば、分割地所有、分益制度、地主経営（本来的奴隷経営、領地直営など）がそうである（栗原、前掲書、pp. 134～150）。表現上のちがいはあるが山岡亮一氏、丹野清秋氏も同様である（山岡『農業経済理論の研究』、有斐閣、1962、pp. 266～268、丹野「過渡的地代の理論的把握について」『茨城大学農学部学術報告』、第13号、1966、pp. 130～133）。

日南田静真氏においては、これらにさらに小借地農制、雇役農制、寄生地主制などがつけ加わる（日南田、前掲書、pp. 64～68）。

これに対して福富正実氏、東井正美氏の見解では、分割地所有、分益制度だけがそれである（福富「農業における資本主義の発展」山岡編『現代農業問題入門』、有斐閣、1963、pp. 37～38、東井『日本の農業政策』、有斐閣、1966、p. 48）。これについては後にあらためてふれたい。

3) たとえば小池基之氏がそうである（小池『地主制の研究』、有斐閣、1957、p. 76）。

2. 『資本論』当該箇所の叙述に関する一・二の注解

過渡的地代論の主要な典拠たる既述の『資本論』の箇所には、表現の仕方とか言葉の用法においていくぶん特殊な文章がいくつかみられ、それらは安易にうけとると混乱をまねいたり、事の真意をはずしかねない危険性さえもっているように思われる。そこで、はじめにこうしたものの代表例をとりだしてこの点についての理解を深めておきたい。このことは、同時にそこから習得すべき事項をあわせ開示することによって、小論の以降の論述を安易にする意義をもつであろう。

最初の文章は以下のものである。「本源的地代形態から資本制的地代への過渡形態と看なされうるのは分益制度（……）であって、この場合には、経営者（借地農業者）は自分の労働（自身または他人の労働）のほかに経営資本の一部を提供し、土地所有者は土地のほかに経営資本の他の一部分（たとえば家畜）を提供するのであって、生産物は、国が異なれば異なる一定の比率で借地人と土地所有者との間に分配される。……本質的なことは、地代はこの場合には、もはや、剰余価値一般の正常的形態としては現象しないということである¹⁾」（傍点——引用者）。

ここで注意したい点は文中にたびたびでてくる「資本」、「剰余価値」といったカテゴリーについてである。これらはいうまでもなくマルクスによって厳密に資本制生産に固有のものとして規定された範疇である。とすると、このように明らかに資本制生産とは異なる生産様式の研究にも同じようにそれを登場させるというのは、いかにも奇異であり、誤りでなければ何か根拠をもつてのことと考えなければならない。マルクスはいつている。「ブルジョア社会は、最も発展した最も多様な歴史的な生産組織である。それゆえ ブルジョア社会の諸関係を表現する諸範疇は、またブルジョア社会の編制の理解は、同時に、すべての滅亡した社会形態の編制と生産関係との認識を可能にするのである。…³⁾…人間の解剖は、猿の解剖のための一つの鍵である」（傍点——引用者）。すなわち、先の文章はまさにこの見方の具体化であって、発達した社会の立場か

ら未発達のをふりかえるという観点において、資本制以前の生産様式を資本制生産の範疇の類推的適用——資本制生産ならばそれとしてあらわれるはずのものだから、ここではそうではないけれどもこの範疇で表現すれば、ということ——⁴⁾によって述べたものとみるべきである。

そうであれば、ここにおいては次の事項が指摘されなければならない。その一つは、このあたりの理解にあたっては、そうした範疇が使われているからといってそれがそのものとしてそこに実在するかのよう⁵⁾に早合点してはいけないということであり、もう一つは、われわれが過渡的地代を問題にする場合、必要に応じてこの視点と方法にしたがうのが合理性をうるということである。

次の文章にうつろう。「さらに分割地所有。農民はこの場合には、同時に、彼の土地……の自由な所有者である。この形態では何らの借地料も支払れず、したがって地代は、剰余価値の分化形態としては現象しない、——といっても地代は、ともあれ資本制的生産様式が發展している諸国では、他の生産諸部門との比較による超過利潤として、但し、総じて農民の労働の全収益と同じく農民に帰属する超過利潤として、みずからを表示するのだが。……この場合に土地生産物の平均市場価格がどうして規制されるかをとわず、明かにこの場合にも資本制的生産様式のもとでと同様に、差額地代すなわち優等地または位置のよい地所⁶⁾にとっての商品価値の超過部分が実存するに違いない」（傍点——原文）。

この叙述で問題になるのは、後段の「差額地代」の「実存」という表現である。一般的にあって、地代が発生するのは土地所有者という一人格がその土地を占有して自立的に経営をおこなう別の一人格⁷⁾に対立するときだけである。分割地所有は土地所有者と占有者（経営者）とが一人格に統一された形態であるからこのかぎりではなく、したがってここでは地代をとりざたするなど本来ありえないことといわねばならない⁸⁾。その点は前段の「何らの借地料も支払われず」といういい方で明確にされているとすれば、全体としてこの説明はきわめて矛盾に満ちた内容を含んでいるように思われる。

結論からいえば、これは非資本制生産が資本制生産にとりかこまれた場合に

生ずる仮象をそのまま述べたまでのものである。やはりマルクスはいつている。「資本制的生産によって支配されている社会状態の内部では非資本制的生産者も資本家的表象によって支配されている⁹⁾」「資本制的生産様式に照応しない生産形態が……その〔資本制的生産様式の〕収入諸形態のもとに包摂されうるが故に、あたかも資本制的諸関係があらゆる生産様式の自然諸関係であるかのような仮象がますます確立する。¹⁰⁾」つまり大まかな趣旨はこうであろう。分割地所有は一人格が生産手段も労働力も同時に所有している形態であるから、その収入はすべて彼のものでそこにどんな区分もあるわけではなくもちろん地代もあるわけではないのだが、ただまわりに資本制生産が支配的になってその表象がここにも及んでくると、彼の収入は「三分割」された場合と同じにみられるようになって条件のよい地所では差額地代的なものが観念されるようになる、と。

だからここでも注意を要するのは、用語にとらわれすぎないことである。「差額地代」とあるからそれがそのものとして実在していると考えたり、「借地料」との関係でこれを何かしら特別の地代と考えたり、あるいは、ここが過渡的地代論の展開場所であり、これ以外にそれらしきものがあげられていないから、これこそマルクスのいう過渡的地代の一つなどと考えたりするのは、不必要な詮索による誤りである。この「差額地代」が決して地代ではなく単に主観にそううつるだけのものということは、まわりに資本制生産が発展していなければはじめから問題になりえない——最劣等地を基準にした超過分が地代に転化するのには資本制生産だけあって、そうした関係のないところでは剰余としてはあらわれるとしても絶対に「差額地代」とは観念されない——ことにも、またその剰余を利潤と観念すれば「差額地代」はそれで消滅してしまうことにも明らかである。¹²⁾

以上の理解から、まったく自明ながら次の点、すなわち過渡的地代を研究しようとするときは、他の地代形態についてもそうであるように、土地所有者と経営者（土地占有者）とが人格的に異なっていて客観的にそれが現象している場合を対象にしなければならないということがマルクスに矛盾しないで確認で

きるであろう。これがこの箇所に関連して指摘したい事項である。

- 注 1) 『資本論』, 長谷部訳, 青木書店, 第3部(下), pp. 1130~1131。
- 2) たとえば「資本」をとってみると, マルクスは「資本も一つの社会的生産関係である。それは一つのブルジョア的生産関係であり, ブルジョアの社会の一生産関係である」(『賃労働と資本』, 長谷部訳, 岩波文庫, p. 47, 傍点——原文) といっているほどである。
- 3) 「経済学批判への序説」『経済学批判』, 杉本訳, 国民文庫, p. 301。
- 4) マルクスの叙述のなかには注意をうながして「資本制的表現様式を先取りしようとするれば」といっている部分もある(『資本論』, 前掲邦訳, 第3部(下), p. 1117)。その都度こうした注記がなされていなくても同じことである。
- 5) この配慮を忘れると「いっさいの歴史的差異を抹消してどんな社会形態にもブルジョアの形態を見るような経済学者たちのやり方」(マルクス「経済学批判への序説」, 前掲邦訳, p. 301) を踏襲することになってしまうであろう。私はかつてマルクスがそこでそういう範疇を使用していることを根拠に分割地所有のもとでも剰余価値生産があると多くの説に再考を要請したことがある(拙稿「小農における価値生産と農産物価格形成に関する一試論」『農業経済研究』, 第47巻第1号, 1975)。これは同じ観点にたつたことだが, 誤解を避けるために一言つけ加えれば, このことはあくまで生産段階での話であって, 価値実現の段階において優等地などで結果的にそれ以上の価値を得ることにまで異論をとなえているわけではない。そのようなものはこの生産においても当然にありうるのであって, それを資本制生産の範疇を類推的にあてはめて剰余価値と呼ぶことは, その方が理解に便利であるならむしろ賛成するところである。以下で過渡的地代を問題にする際, 剰余価値と呼んでその存在を認めているのはすべてこの種のものである。念のため。
- 6) 『資本論』, 前掲邦訳, 第3部(下), p. 1133。
- 7) 「われわれはまず, 地代なるものが存在するのは, 何よりもまず資本家社会においてであって, 先行階級諸社会においては, ただ農奴制社会のみが地代を成立させるものである, というほとんど自明なことの確認から, 本稿での理論的作業を始めなければならない。……『奴隷関係』にあつては, 言うまでもなく地代は存在しない。……土地という物質と人間たる奴隷とが, ともに生産条件そのものとして, 私的所有者たる市民の所有対象だからである。……これに対して農奴制社会という先行階級社会は, 直接的生産者たる農民を人格として認知し, これに対する人格的支配をもって社会の体制原理とする『システム』である。……この社会と奴隷制社会との区別を, 後者に即して言えば, 『奴隷は他人に帰属する生産手段をもって労働し, 自立して……労働しないということであり』……, 前者

に即して言えば、農奴は、他人に名目的に帰属する土地を耕作する『占有者』であって、それを、自己に帰属する諸種の労働手段をもって、自立的に耕作するということである。われわれはここで、農奴が土地の事実上の所有者であることに、その意味での事実上の自立的生産者であることに、注意しなければならない(平田清明「物象化と地代範疇(上)」『思想』, No. 558, 1970, p. 2, 傍点——原文)。地代が生ずるための条件というものはこのようなものであろう。

- 8) 話はちがうが利子とともそうである。資本の貸手という特別の一人格がでてこなければはじめから問題になりようもない。「利潤の一部を利子に転形するもの、総じて利子なる範疇を創造するものは、事実上、貨幣資本家と産業資本家とへの資本家の分裂だけである」(『資本論』, 前掲邦訳, 第3部(上), p. 525)。
- 9) 同上, p. 89。
- 10) 『資本論』, 前掲邦訳, 第3部(下), p. 1233。
- 11) 借地料と地代とのちがいは後述する。はっきりしていることはどちらも土地所有者が別の人格たる土地占有者から徴収するものであって、それ以外ではないということである。
- 12) マルクスは本来的奴隷経営、領地直営について、この場合は「地代と利潤とも一致する」とか「アメリカの植栽地のように資本家的な見方が支配的に行われる場合には、この全剰余価値は利潤と解される。資本制的生産様式そのものも実存せず、これに照応する見方も資本制諸国から伝っていない場合には、この全剰余価値は地代として現象する」という説明をしている(『資本論』, 前掲邦訳, 第3部(下), p. 1132)。土地所有者と占有者が同一人格のときはこのようにまわりの状況いかんでどのようにでも観念される。

3. 過渡的地代の本質

i) 視点設定のための予備的考察

過渡的地代とはどのようなものをいうのか、封建制地代や資本制地代とはどう異なるのか、これがここでの検討課題である。まず、そのためにとるべき視点を定めておきたい。

マルクスは「地代を取扱うさいに避けるべき、分析を混濁させる、主要な誤¹⁾謬」の一つとして以下の事柄をあげている。「社会的生産過程の相異なる発展諸段階に照応する相異なる地代諸形態を混同すること。地代の独自の形態のいかんをとわず、すべての地代類型に共通するのは、地代の取得は土地所有が自らを実現する経済的形態だということ、および、地代の方は土地所有・地球の

一定部分にたいする一定個人の所有・を前提するということである。……相異なる地代諸形態のこの共通性——相異なる個人をして地球の一定諸部分を排他的に所有させる法的擬制たる土地所有の経済的実現だということ——は、諸々の区別を看過させる²⁾ (傍点——原文)。地代はそれがどのような形態であってもともに一定個人の土地所有を前提としており、またその成分についても、「およそ地代なるものは剰余価値であり、剰余労働の生産物である³⁾」という共通性をもっている。マルクスはその共通性がゆえに諸形態の区別を忘れないように、と注意を喚起しているのである。では、それらの区別を明瞭にし、それぞれの独自性を主張するものは一体何であろうか。これについては福富正実氏の次の注釈が参考にされなければならない。「このように地代諸形態の区別を強調していることは、地代諸形態の区別（……）のみでなく、地代の取得の基礎としての所有そのものの区別の重要性を、マルクスは示唆しているのだ、と⁴⁾考えていいであろう。」「マルクスが地代諸形態のみでなく、土地所有の諸形態をも区別していることは、……明らかである⁵⁾。」この意を汲んで少し敷衍するとこういう理解が可能であろう。一つの地代形態にはそれ特有の一つの所有形態が照応しており、したがって地代諸形態の区別は同時に土地所有形態の区別でもある、と。そしてさらに、そうであれば前者は後者によって特徴づけられることを意味し、後者の区別は前者の区別のための指標たりうる、と。すなわち、結論的にいって、地代諸形態の区別はそれが成立している基礎としての土地所有のあり方のちがいに求めるべきなのである。逆にいえば、この場合「一定個人の所有」だから土地の私的所有が問題だが、それが一種類ではなくいくつかあるところに別々の地代が生ずる根拠が存するのである。

過渡的地代の分析に必要な視点はこれでおのずとときまってくるであろう。すでに明らかなように、社会の相異なる発展諸段階の一時期を画し、その地代を生みだす特定の土地所有形態に焦点をあわせることである。そうしてこそ過渡的地代は純粹にとりださうし、他の地代との比較や本質の解明も可能になると思われる。

ところで、ここにいう土地所有形態の区別とは、決して単に土地という一つ

の生産手段の所有についてのみをみていっているのではないことは十分に強調しておきたい。一定個人による土地の排他的所有ということは、それだけをぬきだせばどの社会のものもみな同じであって、これに諸地代を区別するような種類があるわけではない。⁶⁾土地所有の区別は、発展段階によっても異なるが、土地に限らずその他の生産手段の所有、特殊的には直接的生産者の人格に対する所有も含めてはじめて判断されるものとしなければならず、だからこれは生産関係の型の区別⁷⁾と同義である。

注 1) 『資本論』, 前掲邦訳, 第3部(下), p. 892。

2) 同上, pp. 892~893。

3) 同上, p. 893。

4) 福富「封建的所有と経済外的強制をめぐる理論的諸問題」京都大学『経済論叢』, 第76巻第2号, 1955, p. 50。

5) 同上, p. 51。

6) マルクスはいっている。「事実上近代の土地所有というのは封建的なものでありながら、それへの資本の働きかけによって変化させられたものであって……」(『剰余価値学説史』, 大内・細川監訳『マルクス=エンゲルス全集』, 第26巻Ⅱ, p. 194, 傍点——原文)。「私はすでに近代の土地所有を完全に正しく説明しておいた。『地代は、リカードの意見では、そのブルジョアの姿態における土地所有である。すなわち、ブルジョア的生産の諸条件に従属した封建的所有である』……」(同上, p. 201)。つまり「封建的所有は、土地所有の独占としては、ブルジョア的所有と何ら異なる点はない」(福富, 前掲「理論的諸問題」, p. 52)いというように、土地所有そのものに区別はないのである。

7) たとえば資本制の土地所有形態についてマルクスは次のようにいっている。「吾々によって考察される土地所有形態は、一つの独自の・歴史的な土地所有形態である。すなわち、封建的土地所有なり、生業部門として営まれる小農的農業……なりが、資本および資本制的生産様式の影響によって転化された形態である。資本制的生産様式一般が労働者の生産諸条件の収奪を前提するとすれば、農業における資本制的生産様式は、農村労働者の土地の収奪、および、農業を利潤のために経営する資本家のもとへの農村労働者の従属を前提する」(『資本論』, 前掲邦訳, 第3部(下), pp. 865~866, 傍点——原文)。われわれが主張しているのはこの視点である。

ii) 過渡的地代の成立基盤

過渡的地代を生み出す土地所有形態を問うにあたっては、その独自性をきわだたせるために封建制、資本制のそれを一応みておくことが必要であろう。

最初は封建的土地所有である。封建社会の階級は領主と農奴との対抗関係のうちにあられる。領主は基本的生産手段としての土地の所有者である。農奴はまだ生産手段というにはほとんど意義をもっていない程度の簡単な労働用具の所有者である。この場合、特に重要なのは、領主はそればかりでなく直接的生産者たる農奴の人格にまで不完全ながら所有権を及ぼしていることである。すなわち、この段階では直接的生産者はいまだ「土地の単なる付属物¹⁾」の地位を脱しておらず、したがって土地の所有権は同時に「直接的生産者の人格にたいする一定個人の所有権²⁾」にもなっているのである。この点はスターリングが「封建制度のもとでは、生産関係の基礎は封建領主が生産手段を所有し、生産の働き手たる農奴を不完全に所有するということ」と規定したところであるが、ともかくこれが封建的土地所有の構造にほかならない。

ここで領主が農奴から徴収するものが地代であることは当然である。というのは、農奴はその人格までも所有の対象にされて、非自由をまぬがれないことはいえ、土地の占有者として自立的な経営をいとなみ、独立した人格として土地所有者に対峙する余地をもっているからである。封建制地代の成立に「経済的強制」が発動されるのはまさにこのためである。

資本制生産の土地所有（近代的土地所有）はこれとはちがっている。この社会の階級は土地所有者、資本家、労働者の三つである。所有の状況といえ、まず土地所有者は土地だけの所有者である点が上との著しい相異でなければならない。ここにはすでに人格に対する所有というものはなく、それゆえ彼は純粹に土地のみの所有者にすぎなくなっているのである。次に資本家だが、これは土地を除くその他の一切の生産手段の所有者である。そして最後に、直接的生産者たる労働者は、これらの理由から人格を他人に所有されるという地位からの解放はうけているが、それとともにどんな生産手段の所有も許されていないという特徴をもっている。実にこの「二重の意味において」「自由な労働

4) 者」の出現こそこの生産を他から区別する主要な契機にはかならない。

ここでの生産の主体は資本家である。資本家は自立的な経営者であるから、彼が土地を占有することの代償として土地所有者に支払うものはもとより地代である。

さて、以上の二つの地代に対して、その間に位置するものとしての過渡的地代はどのような所有のもとにでてくるのであろうか。いうまでもなく、その指標は封建制的でも資本制的でもない所有のあり方にもとめられなければならない。そこで考えられる形態としては、前者に即していえば直接的生産者の人格にたいする所有がもはや存在しないもの、後者に即していえば資本家および労働者というように土地以外の生産手段の所有・非所有をめぐる分極がまだないものがそれといえるであろう。具体的には、たとえば土地を除くその他の生産手段を所有している自由で自立的な経営者が、土地所有者からは契約で土地を借りうけ占有しているという形態がこれに相当するわけである。あるいは、自立的な経営者が土地のほかにも他の生産手段の一部をも一緒に借り入れるという形態もその一例である。いずれにしろ、明らかなようにこれらの土地所有は、一方では土地所有者と その占有者との間に身分的な束縛をもたらすような所有がないという点で封建制とは異なり、他方では剰余価値生産をおこなう条件としての所有がないという点で資本制とは異なっている。二種類の土地所有の中間にあって、そのどちらにも組しないこのような所有こそ、独自の形態としての過渡的地代を生みだすにふさわしい土地所有形態といわねばならない。

注 1) 『資本論』、前掲邦訳、第3部(下)、p. 867。

2) 同上、p. 892。

3) 『弁証法的唯物論と史的唯物論』、マルクス＝レーニン主義研究所訳、国民文庫、pp. 39～40。周知のようにこの解釈については日本でも議論があったところである。小論が参考にしたのは、福富、前掲「理論的諸問題」、大藪輝雄「書評：栗原百寿『農業問題入門』」、京都大学『経済論叢』、第77巻第3号、1966、平田、前掲稿、林直道『史的唯物論と経済学(上)』、大月書店、1971、芝原拓自『所有と生産様式の歴史理論』、青木書店、1972などである。

4) 『資本論』, 前掲邦訳, 第1部(下), pp. 1093~1094.

iii) 過渡的地代の量(成分)的規定

以上のように、過渡的地代はその成立の基礎としての土地所有形態において、両側の地代とは明確に異なるものをみせている。では、そうして成立する地代は量(成分)的にはどのような独自性をみせるか、これが次の問題である。すでに述べたように、地代はどの形態であってもその源泉は剰余労働・剰余価値である。だが、そのうちのどれだけを地代として包含するののかという点になると、各々を純粋な姿で考察するかぎり、それらは互いにちがったものを示すといえるのである。上と同様に三者を比較する形で考えてみよう。

まず封建制地代についてみると、これは全剰余労働を吸収するのが通例である。マルクスは封建制地代の三つの態様のいずれに対してもそのような規定を与えている。「労働地代に関しては、地代はこのばあいには剰余価値の本源的形態であり、またこれと一致する、ということだけは明瞭である。¹⁾」「労働地代の生産地代への転形は、経済学的にいえば、地代本質をなんら変化させない。²⁾」「その純粋な形態では、この(貨幣——引用者)地代は、労働地代および生産物地代と同じく、利潤をこえる何らの超過分も表示しない。この地代は概念的に利潤を吸収する。³⁾」

ついで資本制地代だが、こちらはそうではない。ここでは剰余価値のうち平均利潤が先取りされ、これをこえる部分が地代に転化するのみである。「(資本制——引用者)地代は、剰余価値および剰余労働の正常的形態から、この剰余労働のうち搾取的資本家により利潤の形態で取得される部分をこえる超過分に低下する。⁴⁾」

これに比較して過渡的地代はどうかといえば、この地代は剰余価値の全部は吸収しない、ということだけがその本質となろう。すなわち、ここでは封建制とはちがって全剰余価値が地代に転化するのではないが、といって、では剰余価値のどの大きさが転化するかについては、資本制のような明確な区分をもたない点の特徴になっている。地代が全剰余価値を吸収しないということは、値

地農業者の手元にいくらかの剰余を残すことであり、それは資本制生産の表現が浸透していれば利潤と解される部分である。だがこの生産様式が資本制でない以上、ここには平均利潤という独立した範疇はなく、したがってその部分がどれだけでなければならないというような一般的な基準はまだ存在していない。だからその量的区分は問えず、ただ剰余価値がそっくりそのまま地代になるのではないということだけが過渡的地代を表わす唯一のいい方であり、この地代の経済学的な規定である。マルクスはこの点について、「本質的なことは、地代はこの場合には、もはや、剰余価値一般の正常の形態としては現象しないということである、⁵⁾」と述べているが、これこそこの内容をしたものにほかならない。「正常の形態 (normale Form)」とはここでは剰余価値の全部を吸収するということの別の表現であるのは、他の箇所で「(労働——引用者) 地代はこのばあいには、剰余労働の正常な・いっさいを吸収する・いわば正当な・形態であって……⁶⁾」と述べているのをみれば容易に知りうるであろう。くりかえせば、過渡的地代は全剰余価値がそれに転化するのではないという点で封建制地代とは異なり、またそのうちのどの大きさが転化するのかを確定できない⁷⁾という点で資本制地代とも異なっている。独自の形態とされる所以はここに明らかである。

話を少しかえるが、すでに断わったように、これらの規定はあくまでそれぞれを純粹な姿でみて得たものである。マルクスが「ここで研究すべきものは、まさにこの正常の関係なのである、⁸⁾」というように、これはその方が本質の解明を容易にするからである。だが実際にはそのような純粹型ばかりがあるわけではなく、したがって一つの地代形態としてとらえられるにしても、それが必ずしもその規定を満足していないことがおこりうる。そしてその場合は、上述のごとく量的な側面での地代の区別はただ単に剰余価値の区分だけでなされているものであるから、その一線をこえればむしろ別の地代の姿をとるということになる。たとえば「萌芽的利潤」の生じている封建制地代が⁹⁾そうである。あるいはまた、搾出地代 (rack-rent —— 過渡的地代の部類に入る) もそうである。前者についていえば、これはむしろ過渡的地代の外観を呈しており、後者

はむしろ封建制地代の体裁をしている。だがそれらをそのように判断しないのは、いうまでもなく土地所有の形態がそうはなっていないからである。前者は若干の弛緩が見えるとはいえ依然として封建的土地所有を基礎に成立しており、後者は別名を経済的地代(economic rent)というように、農民の土地所有を前提とした競争の産物である。

だからここで明確にしておきたいことは、量的規定はとりあえずはこのようにできるとしても、実際に生じている地代の形態を判別するときは、誤りを避けるためにこの点にはなく、当然に土地所有のあり方に視点を定めなければならないということである。地代形態の区別は土地所有形態の区別に求めるべきである、という前節で示した視点に変更はいささかもないである。

- 注 1) 『資本論』, 前掲邦訳, 第3部(下), p. 1115。
 2) 同上, p. 1119。
 3) 同上, p. 1124。
 4) 同上, p. 1126。
 5) 同上, p. 1131。マルクスは分益農制についてこの規定を与えているが、「このことは、たんに<<分益農制>>の特徴であるだけではなく、……過渡的地代形態全体に共通する特徴なのである」(福富, 前掲「資本主義の発展」, pp. 37~38, 傍点——原文)。
 6) 『資本論』, 前掲邦訳, 第3部(下), p. 1117。
 7) ここでいうのは一般的な意味においてである。個々にはそれなりの論理があるのはいうまでもない。それについては別稿を用意したい。
 8) 『資本論』, 前掲邦訳, 第3部(下), p. 1066。
 9) 同上, p. 1124を参照のこと。

4. 過渡的地代の存在様式

i) 分益農制下の地代

過渡的地代の実際の存在の仕方は、それほど多くはないとしても複数のものが考えられる。ここではマルクスが述べていると思われる二つの様式をとりあげて、それが過渡的地代たる所以をこれまでの諸規定にもとづいて確認しておきたい。

その一つは、分益農制のもとに生ずる地代である。まずマルクスの説明である。「この場合には、経営者（借地農業者）は自分の労働（自身または他人の労働）のほかに経営資本の一部分を提供し、土地所有者は土地のほかに経営資本の他の一部分（たとえば家畜）を提供するのであって、生産物は、国が異なれば異なる一定の比率で借地人と土地所有者との間に分配される。完全な資本制的経営たるためには、この場合には一方では、借地農業にとり十分な資本が欠けている。他方では、土地所有者がこのばあい¹⁾に得る分前が純粋な地代形態をとっていない。この分前は事実上では、彼の投下資本にたいする利子と超過地代とを含むかもしれない。それは事実上、借地農業者の全剰余労働を吸収するかもしれない。また、この剰余労働の大なり小なりの分前を借地農業に残すかもしれない。だが本質的なことは、地代はこの場合には、もはや、剰余価値一般の正常的形態としては現象しないということである。一方では、借地人は、自分自身の労働だけを充用するにせよ他人の労働をも充用するにせよ、労働者としての彼の資格においてではなく、労働用具の一部分の所有者として、自分自身の資本家として、生産物の一部分にたいする請求権をもっぱらずである。他方では、土地所有者が彼の分前を要求するのは、もっぱら彼の土地所有にもとづいてではなく、なおまた資本の貸手としてである。¹⁾

この土地所有形態が封建制のそれとも資本制のそれとも異なる別の形態であるのは説明にあるとおりであり、またこれがこれら二つの間に位置することは、「完全な資本制的経営たるには……」という記述にも、あるいは歴史的²⁾事実にもうかがえるところである。

さらに地代の量の問題だが、この場合は剰余価値の全部を吸収するのではないという先の規定がここには明瞭に示されている。土地以外の生産手段の所有にも剰余価値の取得があらわれているとの指摘がそうであり、³⁾といて、その大きさを確定する基準がないために土地所有者の取分が大きかったり小さかったりするとの指摘がそうである。このように分益農制のもとに生ずる地代はどの視点においても過渡的地代の条件を充足しており、明らかにこの形態の一典型といえるのである。

- 注 1) 『資本論』, 前掲邦訳, 第3部(下), pp. 1130~1131.
- 2) 分益農制がとくに発達をみせたフランスの研究をみておこう。「独立自営農民の第一の範疇と思われるものは……主として借地農業者 *fermier* と折半小作農業者 *métayer* (分益農制下の借地農業者のこと——引用者) とから構成されている農民層である(る)。……何れにしろ, かような言わば独立的自営の農民層は16世紀の『人間と事物との変化が特に行われた時期』……に特有な歴史的の現象であって, それが封建社会の解体過程からの所産であることは明白である」(高橋幸八郎『近代社会成立史論』, 御茶の水書房, 1953, pp. 134~135, 傍点——原文)。また今日でも農業における資本制生産がない世界のいくつかの国でこれがみられるという事実(山岡, 前掲書, pp. 275~276)は, 分益農制の農業発達史上のこの位置づけをよりはっきりさせると思われる。
- 3) 蛇足ながら, 上のマルクスの文章のうち「土地所有者がこのばあいには得る分前が純粋な地代形態をとっていない」という叙述に関して, これは過渡的地代の本質を表現するものではないことをことわっておきたい。過渡的地代にとっては剰余価値の全部を吸収するのではないということだけが重要であり, 本質である。だから, その地代と他の部分とが一緒に一人格のもとに帰するということは, 分益農制の特徴であっても過渡的地代そのものとは関係はない。資本制生産になっても土地資本利子という形でこういうことはおこりうるが, それが資本制地代を何ら表現しないことと同じである。

ii) 小農(分割地農)の借地農制下の地代

二つめは分割地所有——「分割地所有。農民はこの場合には, 同時に, 彼の土地——彼の主要生産用具・彼の労働および彼の資本のための不可欠な就業場面・として現象する彼の土地——の自由な所有者である¹⁾」(傍点——原文)。「自営農民の自由な分割地所有というこの形態は, 支配的で正常的な形態としては, 一方では, 古典的古代の最良時代における社会の経済的基礎をなすが, 他方では吾々はこれを, 近代的諸国民のもとでは, 封建制的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つとして見出す。」²⁾——のもとでの借地経営が生みだす地代である。

この土地所有形態が封建制および資本制とはまったくちがうことはいまさらいうまでもない。また「封建制的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つ」とマルクスが述べているように, その歴史上の位置づけも極めて明白である。

ここでの地代の量が先に示した過渡的地代の規定にしたがうことは容易に想像されよう。というのは、これが自由な土地所有を基礎とした自由な契約による借地であり、また資本制生産の一步手前にあるからである。くりかえすが、やはり地代は剰余価値の全部を吸収せず、その大なり小なりを借地農業者の手元に残すと思われるのである。

ところで、これについてはわれわれの見解とは対立するようなマルクスの次の文章にもふれておかねばならない。マルクスはいっている。「分割地経営が賃借地で営まれる場合でさえも、借地料は、他のどんな諸関係のもとでもよりも遙かに甚だしく、利潤の一部分を、および労賃からの控除をすらし、³⁾包含する。」⁴⁾だが、このことはこの地代の普通の姿に対して与えられたものとはとうてい考えられない。そうではなくて、分割地経営のもとでは「生産の極めて大きな部分が自家需要を充たし、一般的利潤率による調整に係わりなく行われるから、⁴⁾極端な場合にはそういうこともおこりうる、と指摘したにすぎないと理解するのが適当である。原文の *selbst* の意味からもその方が自然である。こういうことがおこるのも、地代の大きさが一般的に確立していないというこの地代の特徴の一つのあらわれといえるであろう。

注 1) 『資本論』, 前掲邦訳, 第3部(下), p. 1133.

2) 同上, p. 1136.

3), 4) 同上, p. 1141.

5. 補足的な問題——「借地料」, 「名目地代」と過渡的地代

すぐ前でみたマルクスの「分割地経営が賃借地で営まれる場合……」の文章は、さらに「その場合には、借地料は名目地代に他ならず、労賃および利潤に対する自立的範疇としての地代ではない、¹⁾」とつづけられている。さて、この記述で問題になるのは、名目地代 (*nominell Rente*) という言葉である。名目地代とはどんなものをいうのか、過渡的地代との関係はどうか、などといった事柄はこれまでに多くの議論をよんできたところである。そこで、ここでは補足的ながらこの点についてのわれわれの理解をさし示しておきたい。

それにはまず上にもでてきている借地料 (Pachtgeld) という概念を明確にすることからはじめるのが便利と思われる。マルクスのこの言葉の用法は以下のようである。「実際的には、もちろん、土地を經營する許可の代償に借地料の形態で借地人から土地所有者に支払われる一切が地代として現象する。この貢納がどんな成分から構成され、どんな源泉から出てくるかを問わず、地球の一部分を独占することがいわゆる土地所有者をして貢納を徴収し税を賦課することをえせしめるということは、本来的地代と共通である。……借地料の一部が、——また特定の場合、つまり本来的地代がぜんぜん見られない場合、したがって土地が現実は無価値な場合には、借地料の全部が、——平均利潤なり標準的労賃なりからの・または同時にこの両者からの・控除分からなるということがありうる。この部分——利潤のであれ労賃のであれ——は、この場合、地代の姿態で現象する。ただしこの部分は、正常的にはそうであるように産業資本家または賃労働者には帰属しないで、借地料の形態で土地所有者に支払われるからである。経済学的にいえば、一方の部分も他方の部分も地代を形成しない。」²⁾「借地人はここでは、平均的には小農である。彼が借地〔料〕として土地所有者に支払うものは、しばしば、彼の利潤すなわち彼自身の剰余労働——彼は自分自身の労働用具の所持者としてこの剰余労働にたいする権利を有する——の一部分を吸収するばかりでなく、なおまた、標準的労賃の一部分——他の諸関係のもとでは彼が同じ労働量にたいして受けとるはずの標準的労賃の一部分——をも吸収する。」³⁾「借地農業者が彼の労働者の標準的労賃または彼自身の標準的平均利潤からの控除分をなす借地料を支払うとすれば、彼は、地代——彼の商品の価格のうち労賃および利潤と区別される自立的な成分——を支払うのではない。……すべてこれらの場合には、借地料は支払われるとはいえず、なんら現実の地代は支払われ⁴⁾ない。」

みられるように、どちらも借地農業者が土地所有者に支払うものだとはいえず、マルクスは借地料を地代とははっきり区別して用いている。地代 (本来的地代 *wirkliche Grundrente* といういい方もされている) とは、上記三番目の引用文の表現を借りれば、「商品の価格のうち労賃および利潤と区別される自

立的な成分」からなるものであり、そうなら彼のいう差額地代、絶対地代をさしていることは論をまたない。

これに対して借地料とは、地代の量（成分）的規定をこのように厳密にしておいて、その枠に入らないもの、つまりこれ以外の成分を少しでも含むものを表した別個の概念である。しかもそれは単に資本制生産様式のなかでみられる場合に⁵⁾限らず、上記二番目の引用文が示すように、その他の生産様式でみられる場合をも一緒にした総称として与えられている。だからこの観点からすれば、われわれが封建制地代といい、過渡的地代といってきたものは本来すべて借地料でなければならない。なぜなら、これらはどれも労賃、平均利潤に対立する部分から構成されているわけではないからである。もちろんマルクスはそこまで話をひろげてはいない。だが、少なくとも借地料という言葉には、それだけの意味を持たせていることは確かである。

では、それらとの関係において名目地代はどうかといえば、われわれはこれを借地料と同義とするのが正当と考える。名目地代の説明にある「労賃および利潤に対する自立的範疇としての地代ではない」という文章は、借地料を述べたものと寸分かわるところがなく、したがって明らかに名目地代とは借地料の別の表現といってよいのである。もう少し付言すれば、先にみたように借地料は地代ではないが地代の姿態をしており、だからそれはあえていえば名ばかり⁶⁾の地代（名目地代）とすることもできるということである。

そうであれば、名目地代を過渡的地代だけに結びつけて、これの代名詞のよう⁷⁾にあつかうことは誤りといわねばならない。名目地代は借地料と同じであるかぎり、過渡的地代はもとより、封建制地代さらには資本制生産で生ずるようなものまでも幅広くそのなかに含みうるからである。この問題に関するわれわれの見解は以上のようなものである。

注 1) 『資本論』、前掲邦訳、第3部(下)、p. 1141。

2) 同上、p. 880。

3) 同上、p. 881。

4) 同上、pp. 1065~1066。そのほか同旨の箇所としては、『剰余価値学説史』、前

- 掲邦訳，第26巻Ⅱ，p. 77および p. 114がある。
- 5) 具体的にはたとえば農業の資本構成が他にくらべて低位でなくなった場合に，最劣等地を借地している農業者が土地所有者に支払うものがそれである。これが絶対地代ではなく借地料といわれねばならない理由については，拙稿「マルクス絶対地代論の展開方法」島根大学『経済科学論集』，創刊号，1975，所収を参照のこと。
 - 6) 『資本論』の訳出を原書にそって正確にすれば「名目的にのみ地代」となる。誤解を避けるうえではこの方がよい。そのあたりの検討は，井上周八『農業経済学の基礎理論』，東明社，1967. p. 228。またマルクスが「この生産物地代は，名目的に (dem Namen nach) でなく事実に地代であるかぎりでは，もっぱら，生産物の価格のうち生産費をこえる超過分によって規定されている」(『資本論』，前掲邦訳，第3部(下)，p. 1111) というとき，用語はちがうがこれと同じ意味と解してよいであろう。
 - 7) 「名目的地代は封建制地代から資本制地代に至るまでの経過的な地代形態であると，一般的には理解され，またその通りでもある」(田代隆『小農経済論』，校倉書房，1963. p. 162) というのはうけいれがたい。

6. 諸見解の検討

上述の見地からすると，従来の過渡的地代の理論にはいくつかの疑問点が生ずる。最後に諸説から主要なものをとりだして，簡単に検討をほどこしておきたい。

すでに示したように，過渡的地代を生みだすにふさわしい土地所有形態としては，分益農制と分割地経営が借地でおこなわれる場合とが考えられる。マルクスはこれと一緒に本来的の奴隷経営，領地直営，アメリカ的植栽地経営，分割地所有などを同じように話題にのせているが，われわれの見解ではそれらはこの部類には入らない。その理由はこうである。すなわち，第一にまったく自明で単なる形式要件だが，地代が成立する条件としての土地の所有者と占有者(経営者)との人格的な分離があるかどうかの観点にたてば本来的の奴隷経営，アメリカ的植栽地経営，分割地所有が除外され，第二にその土地所有が過渡的形態かどうかの観点にたてば本来的の奴隷経営，領地直営，アメリカ的植栽地経営が枠からはずれ，結局さきの二つしか残らないからである。くりかえすと，

本来的の奴隷経営，領地直営，アメリカ的植栽地経営は土地所有の形態からみれば奴隷制ないし封建制であって過渡的ではないのであり，分割地所有は過渡的土地所有形態ではあっても，この形では地代を生みだすにはいたっていないのである。

しかしながら，これまでの研究においてはこの点への配慮がいくぶん不足していたといえなからうか。困難の原因はここにあったと思われる。

地代の成立条件の問題からいうと，たとえば山岡亮一氏は過渡的地代の規定を次のようにされる。「剰余価値の相異なる諸形態の分離の不明であること，もっと正確に言えば，地代が剰余価値一般の正常的形態としては現象せず，又地代が単なる超過利潤の形態として現象することはないという一点である」¹⁾（傍点——原文）。この「剰余価値の……分離の不明」とは明らかに土地所有者と占有者とが同一人格である場合の議論である。同旨のことは東井正美氏，丹野清秋氏，日南田静真氏らによってもいわれている。「資本主義的生産諸関係のもとで平均利潤と絶対地代を形成すべき两部分が未分離のまま，共棲していることになるであろう。だから、『剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない』ということになり，過渡的地代の性格が見出されうることになるであろう」²⁾「過渡的地代範疇は，理論的にいって生産手段の二重・三重的な複合的所有関係における剰余価値の資本主義的社会的経済的基礎範疇の類推的適用からする労賃・利潤・地代等の混合のうちにあられる地代である，と規定することができる」³⁾「土地所有者の所得としては，地代は他の独立的所得範疇たるべきものと不可分に融合してか（……），あるいは『名目的にのみ』独立して現われ，いずれにせよ『地代の純粋な形態をもっていない。』」⁴⁾

土地所有者と占有者とが同じ人格であるとき，その所得をどのように分割しようとするか論者の自由である。だが，それはいずれにしろ資本制生産の範疇を類推的にあてはめただけのいわば恣意的な事柄である。そのようにしてでてくる「地代」が決して地代でないのは，分割地所有を例に説明したとおりである。⁵⁾また地代成立の条件をみたとしながらも土地所有者の手に地代とそれ以外の部分が同時に帰する場合があるが，そのことは過渡的地代を少しも特徴づけはしな

いことも分益農制を論じたさいに明らかにしておいた。マルクスが述べた諸生産様式をそのままそっくり過渡的地代を生むものとしてとらえたことが、地代のないところで地代をとりざたしたり、あるいは「混合所得」という点をもって過渡的地代を表現する結果に至ったのであるうが、それでは地代の研究にはなっていない感がする。

次に土地所有形態の問題に関連して、過渡的地代の過渡の意味を歴史過程から引きはなして「論理的」にのみ扱おうとする試みに対しても一言しておこう。ふたたび山岡、丹野、日南田氏からの引用である。「マルクスは過渡の形態として、分割地所有、分益制度、本来的奴隷経営、グーツウイルトシャフトと一見性格の異なる種々のものを一括してその中に含ませている。……このことからのみでも、マルクスは過渡の形態において、ブルジョア的封建的かという性格づけを無視していることは明らかである。⁶⁾」「わたくしは過渡の形態の一つとして分割地所有を、地代がもはや剰余価値一般の正常的形態としては現象せぬという一般的論理的規定においてとらえ、…。…ここで分割地所有の社会的性格に封建的又は資本主義的の両者いずれをも附与し得ることとなるのであって、われわれは歴史的具体的にこれを決定することが出来るにとどまる。⁷⁾」「これまでの過渡的地代範疇・過渡的地代諸形態が、歴史的・具体的な側面からとらえられることが、多かったために、それを経済的・理論的な側面から考察することがおろそかになりがちであった…。経済的・論理的内容規定からする『過渡』は、経済過程それ自体は連続的に展開・発展するのを特徴とするがゆえに、かならずしも歴史的・具体的内容規定からする『過渡』と一致するものではない。⁸⁾」「地代範疇は社会構成体の範疇とは別個である。両者を混同することはできない。後者には封建的社会構成体と資本主義的社会構成体との中間に過渡的社会構成体があるわけではけっしてない。しかし地代範疇には過渡的形態の『範疇』がある。そこで、こういうことになる。封建的社会構成体の末期（のみならずその最盛期においてさえも）には本源的な地代範疇以外にも種々の過渡的地代形態が個別的に存在しうる、また資本主義的社会構成体のなかにも過渡的地代形態は存在する…。⁹⁾」

他の地代形態では少しも問題にならないのに、どうして過渡的地代においてのみこのように論理と歴史の区別が強調されるのであろうか。そしてまたその不一致がことさらいわれるのであろうか。それは、やはりマルクスが述べた諸生産様式を一緒に過渡的地代形態と理解しようとしたところに原因があると考えられる。すなわち、それらに共通なものとしての量あるいは成分の規定——すぐ前でみた内容、これが「論理的」な側面——はあのようにしたもの、土地所有のあり方からみるとあまりにも性格のちがうものが混在していて過渡の名で統一することができず、ついに「歴史的・具体的」には過渡にこだわらなくてもよい、といわざるをえなくなったのであろう。その結果、さきの規定は歴史過程から切り離され、だから封建制にも資本制にも通用する「論理的」な「過渡」ということで主張されるに至ったのである。

当然のことながら、ここでは地代を特徴づけるに土地所有の形態をもってするという視点がうすれ、もっぱら量、成分にかかわる事柄だけが前面にでてくることになる。だが、既述のようにそれは転倒しており危険である。これに従うと、量の問題に目をうばわれ、質の問題を忘れることになりはしないかと思うのである。¹⁰⁾

われわれは過渡をこのように二つに区別する必要を少しも感じない。過渡的地代は過渡的土地所有のもとに成立しており、それは封建的土地所有が完全になくなった後、資本制の土地所有が成立するまでの間に存在するものと解する（その場合、支配的なウクライドはこれとはちがっていて社会全体としては過渡ではないことはありえようが）。歴史の過渡期に位置するからこそ封建制的でもなく資本制的でもない過渡的地代である。それでなければ過渡という名は無意味であろう。¹¹⁾

注 1) 山岡, 前掲書, p. 268。

2) 東井, 前掲書, p. 56。東井氏ではそのため「小農借地農業者の地代」を過渡的地代からおいだす結果になっている(同上, pp. 79~80)。

3) 丹野, 前掲稿, p. 122。

4) 日南田, 前掲書, pp. 44~45。その他これらと同じ立場にあるものとしては,

- 相川哲夫『『過渡的地代諸形態』論に関する予備的考察』『農業経済論集』, 第17巻, 1966, 久野重明「農民の分割地所有の地代論的考察」山雪会編『現代農業と小農問題』, 有斐閣, 1972などがあげられる。
- 5) この点, 船山栄一「分割地農民・小農地代および資本制地代」大塚他編『西洋経済史講座IV』, 岩波書店, 1960, 逆井孝仁「『寄生地主制』研究に関する一考察」『立教経済学研究』, 第17巻第3号, 1963はわれわれがいつているものを過渡的地代にとりあげていて正当である。
 - 6) 山岡, 前掲書, p. 268.
 - 7) 同上, pp. 272~273. ほとんど同じことは福富正実「『資本論』における『農民の分割地所有』範疇」京都大学『経済論叢』, 第79巻第4号, 1957, 同「過渡的地代の諸形態の問題によせて」『山口経済学雑誌』, 第18巻第1号, 1967にもみられる。福富氏のばあいは冒頭で示したように, 分益経営, 分割地所有以外は過渡的地代形態ではないという立場だが, 歴史上実在した分割地所有が決して封建的色彩を完全に払拭していなかったという認識からこの主張がなされているようである。その事実は重要としても抽象的理論の段階ではおいてもよいのではなかろうか。
 - 8) 丹野, 前掲稿, p. 119.
 - 9) 日南田, 前掲書, p. 43.
 - 10) 福富正実氏が封建的土地所有の「解体」と「廃絶」を区別して, 過渡的地代は「解体」からはじまるとされるのは(福富, 前掲「資本主義の発展」, p. 37)このためではなかろうか。われわれにしてみれば, このような区別をするなら「解体」でもその基盤がゆるんだだけで, 依然として封建的土地所有でそこに生ずる地代は封建制地代に思える。
 - 11) このようにいえば栗原百寿氏の「半封建的であるとともに前資本主義的な地代」(栗原, 前掲書, pp. 87~88) といういい方にも反対していることは明らかであろう。

7. む す び

以上, われわれは過渡的地代を封建制とも資本制とも異なる過渡的土地所有形態というところに視点をおいて考察してきた。この地代は, 具体的に日本においては, 農地改革以降の農業に見られるものと考えているが, そのあたりの詳細は機会をあらためたい。